

審査の結果の要旨

論文提出者氏名 李 太喜

われわれが「自由」な行為主体であるということは、何を意味しているのであろうか。いわゆる自然主義的な人間理解によれば、われわれもまた「自然」の一部であるかぎり、結局は、原子や分子から構成される物理的な存在にすぎず、それゆえ自然法則の決定論的な支配のもとにあると主張されることがある。そのような自然主義的な理解と、「自由」な行為主体としての人間理解とは、そもそも両立可能なのであろうか。李太喜氏の博士学位請求論文「選択可能性論を擁護する — 選択可能性と行為者性の関係の見直し —」は、しばしば劣勢に立たされがちな「選択可能性論」の立場から、上記の古典的な問題にあらためて取り組み、従来の論者たちが囚われてきた「選択可能性」と「行為者性」の連関に関する臆断を批判的に乗り越え、自由論の新たな展望を切り拓こうとする意欲的な論考である。

本論文は、以下のような第 1 章から第 3 章までの全 3 章によって構成されている。

第 1 章は、現代の分析哲学における自由論のもろもろの立場が概観され、その論争状況についての整理が示される。選択可能性と決定論の非両立性を示す「帰結論証」、本論文が擁護する「選択可能性論」、そして、これと対立する現代的な「両立論」の立場を明快に整理したうえで、本章では、選択可能性論に関してしばしば問題視される二つの事柄、すなわち、李氏によってそれぞれ「整合性の問題」「必要性の問題」と命名される二つの根本問題の輪郭が論述される。

第 2 章では、これらのうち、まず「整合性の問題」への応答が試みられる。「整合性の問題」とは、行為者が選択可能性に開かれることは、「自由」にとって本質的な「行為者性」がかえって損なわれることを意味しているのではないかという問題である。選択可能性の存在は、行為者に、非合理的な行為可能性をもたらし、極限的には、行為主体による選択をコントロールの効かないランダムなものにしてしまうように思われる。それゆえ、「選択可能性に開かれた自由な行為」という一見常識的な概念は、実は整合的には理解できないのではないかと問われるのである。李氏は、本章第 1 節から第 4 節までの考察を通じて、この問題が、従来の自由論を秘かに規定しつづけてきたドグマとも言うべき「自由であることは自律的で合理的な行為主体にとって専ら望ましいものである」という主張によって招来された見かけ上の問題にすぎないことを明らかにしようとする。李氏によれば、まずわれわれは、われわれが自由であるために必要な行為者性（これを李氏は「F 行為者性」と呼ぶ）と、両立論者たちがその内実を理論化した「C 行為者性」と呼びうるものとを区別する必要がある。そのうえで李氏は、「整合性の問題」がそもそも問題視されるのは、上記のドグマに導かれつつ、「自由」＝「C 行為者性」＋「選択可能性」という加算モデルの理解図式が前提されているからであろうと主張し、「F 行為者性」の内実を「C 行為者性」として理解しがちな前提を突き崩して事態を再考すべきことを提案する。本章の第 5 節と第 6 節にお

いて李氏が代案として提示するのは、「選択可能性は行為者性を弱める」という関係性を積極的に認めることである。選択可能性は行為者を思い悩ませつつ非合理的な行為の可能性へも開くものであることの意味が、今一度、捉え直されなければならない。そう論じつつ、李氏は、選択可能性の存在は、選択に先立つ行為者に関する事実と、行為者による現実の選択との間に「隔絶」乃至は「説明の空白」を生じさせるものであり、それゆえ、行為者の選択は或る意味では「運」に晒されていること、だが、その運は、行為者が引け受けるべき「能動的運」として性格づけられるべきものであることを主張する。以上の議論を受けて、最終的に、整合性の問題は、見かけ上の問題にすぎないものとして解消されるのだと結論されるのである。

第3章では、第2章の議論をさらに展開しつつ、先述の「必要性の問題」を解決することが目指される。まず第1節では、従来の論者たちが、自由を、暗黙裡に、もっぱら「道徳的責任」を引き受けるために必要なコントロール能力としてのみ捉えてきたことが批判され、「自由」という語を、相互に還元不可能な複数の能力の束を指すものとして考える「複数能力主義」のアイディアが提示される。その見通しのもと、本章第2節では「努力」の概念、第3節では「自己変革」の概念が検討され、それぞれの概念の成立にとっては、選択可能性の自由がもたらす「未来の行為者次第性」および「行為者に関する事実と選択との間の隔絶」が本質的な要件となっていることが詳細に分析される。そうした分析を通じて、「必要性の問題」を複数能力主義のアイディアのもとで解決することが試みられるのである。同章第4節では、これまでの考察成果を踏まえたうえで、独自の視角から、「道徳的責任」と「選択可能性」の関係が再考され、選択可能性がもたらす「選択の運」、そして「説明の空白」を行為者が埋めるという事態がもつ道徳的な含意が検討されつつ、最後に今後の課題が確認され、論文全体が閉じられる。

以上のように、本論文は、自由論の議論がしばしば無批判に前提している諸概念を吟味しつつ、選択可能性と行為者性との関係をめぐる哲学的理解の根本的な更新を提案し、われわれが自由な行為主体であることの意味を新たに問い直す、高い学術的価値をもつ論考である。本論文の斬新な問題提起に対しては、審査会においてさまざまな批判的な質疑もまた活発に行われることになった。例えば、第2章の議論の過程で提案される「確率コントロール」論は、李氏が展開しようとしている行為者性の議論とは相容れない出来事因果の前提を未だ含んだままなのではないか。「説明の空白」を満たすものとして召喚される行為者の概念をめぐる第2章および第3章の議論は、いわゆる「行為者因果」説とどこが違うのか不明瞭である。また全般的に、本論文には、社会性や規範性の問題に関する目配りが不足しているのではないか、等々の疑義が示されることにもなったのである。しかし、こうした論点をめぐる生産的な論議を豊かに喚起しうることは、本論文のもつ高い学術的価値をいささかも損なうものではなく、さらに緻密な考察を経て、自由論をめぐる現代の論争状況にインパクトを与える画期的研究へと発展することが大いに期待されることもまた確認された。

以上のような評価に基づき、本審査委員会は全員一致で李太喜氏の提出論文を博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定した。